8月号のオススメ記事 1

緊急企画/納税猶予の特例 損金の繰戻しによる還付 固定資産税等の軽減 経理担当者が知っておきたい「コロナ禍対応税制」の概要

新型コロナウイルス感染症拡大による企業への影響を緩和させるために各種の 税制措置が講じられています。たとえば売上が減少した企業に対しては、一定の 条件のもとで法人税を無担保かつ延滞税なしで1年間納税猶予する特例(特例猶 予)が創設されています。経理担当者としてはこうした税制措置の内容を理解し、 自社で適用できないか検討する必要があります。ここでは、国税および地方税(固 定資産税・都市計画税の軽減措置)関連の税制措置の概要について解説します。



◎この記事で理解できること…今回のコロナ禍に対する政府の対応やそれを活用することの大切さ/納税の猶予制度の特例/ 欠損金の繰戻しによる還付の特例/消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例/固定資産税の軽減措置・特例措置/ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 その他

8月号のオススメ記事 2

ちょっと待った! そんな節税策では会社が潰れます!! 会社にお金を残すための「節税の極意 |

書店に行くと節税に関する書籍がたくさん並んでいます。それだけ節税に関心のある会社が多いということでしょうが、数ある節税策のなかには「やってはいけない節税策」もあります。税金を払いたくないからといって無駄な経費を支出するのは論外ですが、ほかにも節税目的の保険加入で結果的に損をするケースもあるので注意が必要です。そもそも節税には「やってはいけない節税」「とりあえずはやってもいい節税」、そして「積極的にやるべき節税」の3種類があるのです。ここでは会社にお金を残すための「節税の極意」をアドバイスします。



○この記事で理解できること…ひとくちに節税といっても内容はさまざまある/節税を考える場合に一番大切なこととは/いろいろあります「やってはいけない節税策」/いろいろあります「積極的にやるべき節税策」/会社の節税 — 経理担当者はこんな役割を果たそう その他

8月号のオススメ記事 🕄

保証金を償却したときの仕訳は? 礼金は消費税の課税対象となる? 「事務所・店舗」などを賃借したときの会計処理

事務所や店舗を賃借する場合には、敷金・保証金、礼金(または権利金)、家賃、仲介手数料の支払いが発生します。毎月の家賃は「地代家賃」で処理しますが、会計処理に迷うケースもあります。たとえば契約更新時の更新料や更新手数料などはどう処理すればよいのでしょうか。あるいは解約時の原状回復費用の仕訳はどうなるのでしょうか。ここでは事務所や店舗などを賃借したときの会計処理について解説します。



◎この記事で理解できること…事務所・店舗などを賃借したときに発生する費用について/それぞれの費用の会計処理と消費税の 取扱いについて/解約時の原状回復費用など迷いやすい会計処理について/上記テーマに関連して経理担当者の留意点 その他

8月号のオススメ記事 4

新型コロナ対策で時差通勤を導入するためにも検討してみたい! 「フレックスタイム」にまつわる労務知識6Q6A

「フレックスタイム」は、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、ライフワークバランスを図りながら効率的に働くことができる制度です。働き方改革の一環として推し進められてきたこの「フレックスタイム」ですが、新型コロナの感染防止で時差通勤の導入を検討する企業も増えているようです。ここでは2019年4月の法改正の内容など、「フレックスタイム」にまつわる労務知識を専門家が解説します。



◎この記事で理解できること…そもそも「フレックスタイム」とはどんな制度か/昨年の労基法の改正内容について/「フレックスタイム」を導入する場合の手順/「フレックスタイム」では時間外労働はどう扱われるのか/中小企業の労務担当者の留意点 その他